

【今年のテーマ】 藤原 佑 さん(勝瀬小5年) 考案

仲良く、みんなで、文化をつなぐ 富士見市子どもフェスティバル

# 富士見市子どもフェスティバル

〒418-0001 鶴瀬公民館 ☎049-251-1140

## 4月21日(日) 午前10時～午後3時

場所 文化の杜公園とその周辺 ※雨天時は市民総合体育館で縮小開催



詳しくは市ホームページをご覧ください

### 主な内容

#### ■ アトラクションコーナー

(文化の杜公園)

昔遊び体験、わなげ、工作、的当て、ラグビーゲームなど

#### ■ 子どもステージ

(市民総合体育館前)

ヒップホップダンス、和太鼓、日本の踊りなど

#### ■ 縁日コーナー

(文化の杜公園)

カレーライス、フランクフルト、パン、ポップコーン、焼きそば、うどん、ジュース、スーパーボールすくいなど

#### ■ そのほか

パトカー展示、ふわっぴーとの記念撮影

### 会場案内図

駐車場には限りがあるため、なるべく公共交通機関をご利用ください。



富士見市子どもフェスティバル  
マスコットキャラクター  
「こぶじちゃん」



### 中央図書館連携イベント

#### ① ポスター原画応募作品展示

とき 4月13日(土)～21日(日) (15日(月)を除く)

場所 中央図書館展示ホール

#### ② としょかんたんけんツアー

集合時間 午前10時45分

場所 中央図書館おやこふれあいのへや

定員 10組(中学生以下、先着順)

※未就学児は保護者同伴

☎中央図書館 ☎049-252-5825



ポスター金賞  
松村 楓真 さん(鶴瀬小6年)

富士見市子どもフェスティバルは、富士見市PTA連合会・富士見市がくどう保護者連絡会を中心とする実行委員会により開催されています。



## ゴールデンウィーク中のごみの自己搬入

☎ 環境課 ☎049-252-7100

ゴールデンウィーク中の自己搬入の取り扱い  
は右表のとおりです。

ごみ集積所での収集はゴールデンウィーク中  
も通常どおり行います。

☎ 富士見市粗大ごみ受付センター

☎0570-001-530

(平日午前8時30分～午後5時)

とき	持ち込みなど
4月27日(土)	<b>申込</b> 4月22日(月)～26日(金) (定員20人、申込順) <b>搬入時間</b> 午前9時～11時30分 <b>搬入できるもの</b> 粗大ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
4月28日(日)・29日(祝)	持込不可
4月30日(火) ～5月2日(木)	<b>申込</b> 搬入日の1週間前～当日 (定員なし) <b>搬入時間</b> 午前9時～11時30分、午後1時～4時 <b>搬入できるもの</b> 粗大ごみのみ
5月3日(祝)～6日(休)	持込不可



## リチウムイオン電池を含む電子機器の処分方法

☎ 環境課 ☎049-252-7100

モバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池を含む電子機器は、  
強い衝撃や圧力を加えると発火する性質があり、近年、増加するご  
み収集車やごみ処理施設での火災の一因とされています。

そのため、4月1日(月)からリチウムイオン電池を含む電子機器の  
処分方法を次のとおり変更します。取り外したリチウムイオン電池  
などの充電機は回収協力店での回収にご協力ください。

充電機の回収協力店など、詳しくは市ホームページを  
ご覧ください。



リチウムイオンなどの充電機を取り  
外すことができる

いいえ

**有害ごみ**

乾電池などの赤い箱

はい

本体からリチウムイオン電池など  
の充電機を取り外してください

本体▶不燃ごみ

充電機▶回収協力店へ回収

### ■ リチウムイオン電池を含む電子機器

モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電動歯ブラシ、電気シェーバー、  
ハンディクリーナー、電子辞書、ハンディ扇風機、スマートフォン、  
タブレット、ワイヤレスイヤホン、充電式懐中電灯など



令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯へ

## 物価高騰重点支援給付金を支給します

☎ 福祉政策課 ☎049-265-5033

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世  
帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。対象の方には、確認書または申請書を順次郵送しています。☎  
詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、住所地以外への郵送を希望される場合はご連絡ください。☎

**対象** 次のすべてに該当する世帯

- 令和5年12月1日時点で本市に住民票がある世帯
- 世帯全員が令和5年度住民税所得割を課税されておらず、うち少  
なくとも一人が令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯

**申請期限** 8月30日(金)(消印有効)

※住民税均等割が課税されている方の扶養  
親族等のみからなる世帯、租税条約によ  
る免除の適用を届け出ている方がいる世  
帯、住民税非課税世帯を除きます。

3月31日をもって新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室は廃止しました。同対策室の業務に関するお問い合わせ  
は、福祉政策課にお願いします。



## 市公式Instagramで地域の魅力を発信中

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市公式Instagram「ちなみに富士見！」では、市の魅力をより多くの皆さんにお届けするため、市内の風景や暮らしにまつわる情報、イベント情報など、地域の魅力を発信しています。

ぜひフォローのうえ、ご活用ください。



## 新たに市指定文化財に指定しました

☎ 生涯学習課 ☎637

### 氷川前遺跡出土銅鏡

氷川前遺跡(大字水子)の平安時代住居跡から出土した口径18.9cm、高さ4.8cmの銅鏡です。仏教に関連した道具と考えられ、当時の市域における信仰や文化などを考える上で重要な資料です。銅鏡が平安時代の集落跡から出土することは極めてまれで、完形に近いものとしては、県内初の事例です。



### 鶴瀬駅開設の石碑

大正3年に開設され、市の近代化に大きな役割を果たした鶴瀬駅の誘致と開業に地域の方々が尽力したようすを後世に伝える2基の石碑で、現在、鶴瀬駅東口駅前広場脇に移設されています。

写真左の「鶴瀬駅之碑」には、駅が地元の方々の協力で開設されたことや開業日の盛大さ、写真右の「鶴瀬停車場記念」碑には駅開設にあわせて東口前の新道整備に出資した有志の氏名など、駅誘致に関わった方々の事跡が刻銘されています。



## 学用品費、給食費、校外活動費などの一部を援助します 令和6年度富士見市就学援助費の申請受付

☎ 学校教育課 ☎626

経済的な理由で教育の機会が失われることがないよう、小中学校に就学中の児童生徒の保護者の方に、教育に要する費用の一部を援助しています。前年度に認定された方も申請が必要です。

**申請期間** 4月8日(月)～30日(火)(以降も随時受付)

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて各学校または学校教育課に申請してください。申請書は、お子さん1人につき1枚必要です。

※申請書は4月8日(月)以降、学校または学校教育課で配布します。市ホームページからも入手できます。

※郵送でも申請できます。

**【宛先】** 〒354-0021 鶴馬1873-1

富士見市教育委員会学校教育課



**審査結果** 4月30日(火)までに申請した方には、6月中に学校を通じてお知らせします。

**【注意】** 収入のある方、世帯内のどなたの扶養にも入っていない方(16歳以上でアルバイトをしている方も含む)は全員、市・県民税の申告をしてください。

### ■ 対象となる方

市に住民登録があり、小中学校に在籍しているお子さんの保護者で、次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている方(修学旅行費と特定の疾病の医療費のみ支給対象)
- 経済的な理由でお子さんの小中学校就学に係る援助が必要な方

### ■ 必要書類

- 就学援助費支給申請書(令和6年度用)
- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写しなど)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)
- 口座情報確認書類(預貯金通帳、キャッシュカードなど)
- 【賃貸住宅の方】賃貸借契約書の写し(住宅の所在地・契約者・契約期間・家賃の分かる所)
- 【世帯に身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方がいる場合】各手帳の写し



## 障がいのある方へ各種手当のご案内

☎ 障がい福祉課 ☎049-257-6114

種類	対象	手当額と支給月	備考
特別障害者手当	20歳以上で在宅の身体、精神、知的障がい者で、重度の障がいにより日常生活に常時特別の介護を要する方(所得により支給制限あり)	月額28,840円 (2・5・8・11月支給)	原則、所定の診断書による申請が必要です。施設(グループホーム、有料老人ホームなどを除く)に入所している方や継続して3か月以上病院などに入院している方は受けられません。
障害児福祉手当	おおむね次のいずれかに該当する20歳未満の方(所得により支給制限あり) ・身体障害者手帳1級・2級の一部の方 ・療育手帳A相当の方 ・常時介護を要する精神障がいの方	月額15,690円 (2・5・8・11月支給)	障がいの程度により所定の診断書による申請が必要になる場合があります。施設(グループホームなどを除く)に入所している方や障がいを支給事由とする年金を受給している方は受けられません。
特別児童扶養手当	政令に定める程度の障がいがある20歳未満の児童を監護または養育している方(所得により支給制限あり)	月額55,350円 または36,860円 (4・8・11月支給)	児童が児童福祉施設などに入所したり、児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるようになると支給されません。
在宅重度心身障害者手当	①在宅で身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方で市民税非課税の方 ②在宅で療育手帳Bの方で市民税非課税の方	①月額5,000円 ②月額3,000円 (3・9月支給)	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者や施設(グループホーム、有料老人ホームなどを除く)に入所している方、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は受けられません。超重症心身障がい児は、障害児福祉手当を受給していても受けられません。



## 認知症について相談・交流ができる「オレンジカフェ」 気軽に認知症の話をしてませんか

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7108

オレンジカフェでは、認知症の方やその家族、福祉・介護に関わる方、地域の方など、どなたでも介護の悩みなどの相談・交流ができます(参加費100円程度、申込不要)。

名称	場所	とき(4～9月分)	問合せ(高齢者あんしん相談センター)
オレンジカフェむさしの「南畑いこいば」	南畑公民館	5月22日(水)、7月24日(水)、9月25日(水) ※原則、奇数月第4水曜、午後2時～3時30分	むさしの ☎049-255-6320
オレンジカフェ渡戸3(渡戸3丁目在住の方対象)	渡戸3丁目集会所	4月25日(水)、6月27日(水)、8月22日(水) ※原則、偶数月第4木曜、午後1時30分～3時	
オレンジカフェ	島田ビル(山室2-10-10)	5月23日(水)、9月26日(水) ※原則、奇数月第4木曜、午後2時～3時	ふじみ苑 ☎049-293-1168
	ウエルシア 富士見鶴馬店	5月24日(金)午後2時～3時 ※不定期開催	
オレンジカフェえぶりわん	高齢者いきいきふれあいセンター	5月13日(月)、7月22日(月)、9月30日(月) ※原則、奇数月月曜、午後2時～3時	えぶりわん鶴瀬Nisi ☎049-293-8330
オレンジカフェ	関沢集会所	4月16日(水)、6月18日(水)、8月20日(水) ※原則、偶数月第3火曜、午後2時～3時	みずほ苑 ☎049-256-7423
オレンジカフェひだまり	水谷公民館	4月26日(金)、6月28日(金)、9月27日(金) ※原則、隔月第4金曜、午前10時～11時30分	ひだまりの庭むさしの ☎049-268-5005

※場所などは変更になることがあります。詳しくは問合せ先(高齢者あんしん相談センター)にご確認ください。



## こども医療費支給制度の対象年齢が拡大されました

☎ 子育て支援課 ☎049-257-6461

令和6年4月1日診療分から、こども医療費の支給対象年齢が18歳になって最初に迎える3月31日までに拡大されました。対象者には新しい受給資格証を郵送しています。

また、平成21年4月2日以降に生まれた方の新しい受給資格証は、10月ごろに郵送予定です。それまでは、現在の受給資格証をご利用いただけます。



### ■ 事前申請はお済みですか

新たに対象となる方(平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれの方)は事前申請が必要です。まだ申請が済んでいない場合、支給対象が申請日以降の診療分になりますので、早めに申請してください。



市役所へ書類を取り次ぐ

## 「取次窓口」を設置しています

☎ 市民課 ☎280

鶴瀬西交流センターで、月2回、市役所へ書類を取り次ぐ「取次窓口」を設置しています。お預かりした申請書類は、その日のうちに市役所担当課へ届けます。

なお、「取次窓口」では申請書類の受け取りのみ行います。申請に関することは、各担当課にご相談ください。

※証明書の発行や税金の納付はできません。



**実施日時** 午前9時～正午、午後1時～3時

4月	10日(水)・24日(水)
5月	8日(水)・22日(水)
6月	12日(水)・26日(水)
7月	10日(水)・24日(水)
8月	14日(水)・28日(水)
9月	11日(水)・25日(水)

種別	担当課	主な取次書類
国民健康保険	保険年金課 ☎049-252-7112	人間ドック受診申込書、高額療養費支給申請書など
国民年金	保険年金課 ☎280	国民年金被保険者関係届書(申出書)など
後期高齢者医療	保険年金課 ☎049-252-7114	人間ドック受診申込書、後期高齢者医療高額療養費支給申請書など
市税などの口座振替	収税課 ☎049-252-7118	市税・国民健康保険税の口座振替申込書など
介護保険	高齢者福祉課 ☎049-252-7107	介護保険(サービス利用者負担助成認定、要介護・要支援更新認定)申請書など
こども・ひとり親家庭等医療	子育て支援課 ☎049-252-7104	こども医療費支給申請書やひとり親家庭等医療費支給申請書など
重度心身障害者医療	障がい福祉課 ☎049-257-6114	重度心身障害者医療費請求書など
デマンド交通	都市計画課 ☎049-252-7128	デマンドタクシー利用登録申請書



初めてマイナンバーカードの申請または交付を受ける方へ

## 取次窓口でマイナンバーカードの手続きができます

☎ 市民課 ☎049-293-9007

初めてマイナンバーカードの申請または交付を受ける方は、鶴瀬西交流センターに月2回設置している「取次窓口」でも手続きができます(要予約)。必要書類などは、予約時にご案内します。

**申請手続き(これから申請する方)** / 職員が顔写真の撮影などを行い、マイナンバーカードの申請をサポートします。申請してから約1か月半後に、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します。

**交付手続き(すでに申請済みの方)** / 取次窓口で本人確認をし、暗証番号を記載していただいた用紙をお預かりします。職員が市役所で暗証番号を入力し、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で交付します(取次窓口当日にカードのお渡しはできません)。

**実施日時** 上記の取次窓口実施日時と同じ  
※予約状況により午前または午後のみの実施となる場合があります。

**場所** 鶴瀬西交流センター

**予約方法** 実施日の2日前までに市民課へ電話で



# ひとり親家庭の方へ～各種制度などのお知らせ～

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

## 児童扶養手当の手当額が変わります▶令和6年度は3.2%引き上げ

手当額は全国消費者物価指数により変動します。  
4月分からの手当額は右表のとおりです。

### ■児童扶養手当とは

父母の離婚、死亡などで父または母が1人で子ども(18歳になった後の最初の3月31日まで(障がいのある方は20歳未満))を育てている方、父母に代わり子どもを養育する方に支給される手当です。本人や同居家族の所得など支給要件があります。

子の人数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人	56,250円	1人の場合の月額+ 10,740円～5,380円
3人以上	2人の場合の月額+ 1人につき6,450円	2人の場合の月額+ 1人につき6,440円～3,230円

## 医療費の助成制度

**対象** 母子家庭や父子家庭、または親のいない児童を養育している家庭

**内容** 子どもが18歳になった後の最初の3月31日まで(障がいのある方は20歳未満)医療費の一部を助成します。  
※本人や同居家族の所得などに支給要件があります。

## 親の就労を支援するための助成金

**対象** 小学6年生までの子どもを養育するひとり親

**内容** 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなどを就労などの理由で利用した際、利用料の一部を助成します。

※本人や同居家族の所得などに支給要件があります。  
※利用前に認定を受ける必要があります。

## 就業・自立支援のための給付金制度▶所得などの要件があるため事前にご相談ください

### ■自立支援教育訓練給付金

**対象** ひとり親家庭の母、父

**内容** 医療事務、介護福祉士実務者研修などの資格や技能を習得するための講座を受講する際、経費の一部を支給します。

### ■高等職業訓練促進給付金

**対象** ひとり親家庭の母、父

**内容** 看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得を目的とする養成校で一定期間修業する場合に、修業期間(上限あり)について給付金を支給します。

### ■高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

**対象** ひとり親家庭の母、父またはその子ども

**内容** 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。



困ったらすぐにご相談を

## 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

### 通信販売でのトラブルに注意!

「定期購入の契約とは把握していたが、『いつでも解約できる』とのことから、安価な初回分だけ購入しようと考え、注文した。次回分からは高額になるため解約したいが解約対応期間が短いことが分かり、業者とも連絡が取れないため困っている」などの相談が寄せられています。

### 【消費者へのアドバイス】

- 注文する前に規約や重要事項を確認しましょう。
- 価格などのお得感を強調した広告や最終確認画面は必ずスクリーンショットや印刷をして保存しましょう。
- 販売業者と電話が繋がらない場合、いつ、何回かけたかなどの履歴やメモを残しておきましょう。
- 商品を一方的に送り返しても解約にはならず、支払いの督促は止まりません。解約には必ず販売業者の合意が必要です。